

市有施設への再生可能エネルギー等導入事業の実施事業者を公募型プロポーザルで選定します

本市は、令和2年1月に「豊橋市地産地消エネルギー指針」を策定し、これまでエネルギーの地産地消や温室効果ガスの排出抑制に取り組んできました。また、今年11月6日には、2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティとよはし」を目指すことを宣言し、更なる温暖化対策の推進を表明したところです。

本事業は自家消費型の太陽光発電設備等を市有施設へ民間事業者が導入する事業（PPA※事業）で、民間ノウハウを最大限活用するために公募型プロポーザル方式により実施事業者を選定するものです。

1. 事業目的

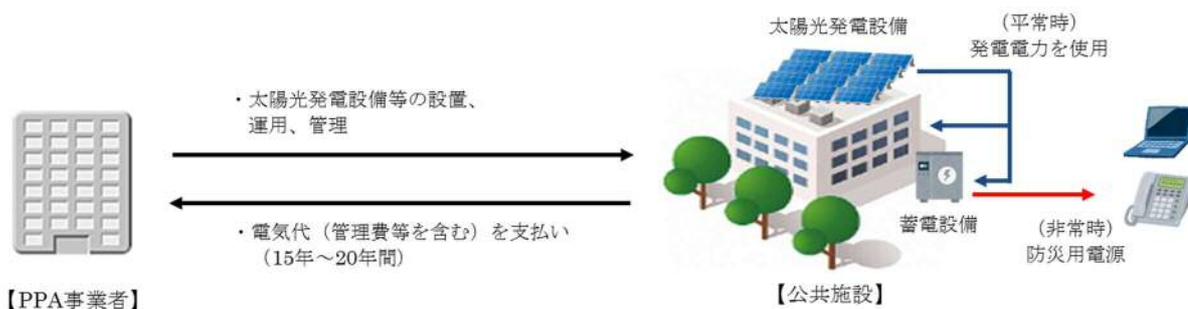
2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、まずは公共施設へ再生可能エネルギー設備を導入し、使用電力の再エネ化（豊橋市役所 RE100）と地産地消を積極的に進め、平常時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、停電を伴う非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用することを目的とします。

2. 事業概要

市有施設のうち市民館等の避難所施設を中心に、建て替え予定がなく、現在太陽光発電設備等が設置されていない15施設を対象として、公募型プロポーザル方式によりPPA事業の実施事業者を選定します。事業者は令和4年度中に設備を導入し、設置した太陽光発電設備等による電力を各施設へ供給します。事業期間は17年間とします。

<PPA事業スキーム>

- ・ PPA事業者は施設の屋根等に太陽光発電設備等を設置し、運用・管理します。
- ・ 市は設置場所を貸すとともに、発電された電力を使用し、電気代としてPPA事業者を支払います。
- ・ PPA事業者は設置費用及び運用・管理費用を、市からの電気代で回収します。



※PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）とは、設備設置事業者（PPA事業者）が施設の未利用地（屋根や隣接地）に太陽光発電設備を設置し、施設側は設備で発電した電気を購入する契約のこと。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

<事業者の業務内容>

- ・事業実施期間において施設の屋上等の目的外使用許可を受け、太陽光発電設備や付帯設備等を設置し、電力調達・供給サービスの運営、及び維持管理等を行います。
- ・今回の事業においては、不足する電灯電力と動力電力も対象電力とし提案を行います。
- ・温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行います。

<対象施設一覧>

導入対象施設は以下の市有施設 15 施設です。

【地区市民館（8 施設）】

石巻地区市民館	青陵地区市民館	吉田方地区市民館	豊城地区市民館
羽根井地区市民館	牟呂地区市民館	高師台地区市民館	杉山地区市民館

【校区市民館（4 施設）】

石巻校区市民館	高師校区市民館	吉田方校区市民館	二川校区市民館
---------	---------	----------	---------

【保育園（2 施設）】

牛川東保育園	津田保育園
--------	-------

【窓口センター（1 施設）】

南部窓口センター

3. 公募要項等

公募要項等は市のホームページをご確認ください。

URL : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/2820.htm>

4. スケジュール

令和3年11月12日（金）	プロポーザル実施公表
令和3年11月18日（木）	参加意向申出書に関する質問書提出締切
令和3年12月3日（金）	参加意向申出書提出締切
令和3年12月23日（木）	提案書に関する質問書提出締切
令和4年2月4日（金）	提案書提出締切
令和4年3月上旬頃	契約候補者通知
令和3年度末から令和4年度まで	詳細調査・導入工事
令和4年度中	電力供給開始

問合せ先 環境部 再生可能エネルギーのまち推進課 主幹 植田（電話 51-2434）